

令和7年度七尾市リーダー的職員養成研修業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度七尾市リーダー的職員養成研修業務委託

(2) 目 的

本市では、令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けて、インフラ整備のほか、市民の生活支援・事業者の生業支援など様々な事業に取り組んでいるところである。一方で、職員の多くは、通常業務に加えて災害対応業務にも従事しているため、身体的にも精神的にも負担感を感じており、そのことが組織力の低下につながることを懸念している。

そこで、組織全体の活性化及び市民サービスの更なる向上を図るため、職員同士が対話を通じて信頼関係を構築し、組織や業務における課題解決や改善策の提案を主体的に推進できるリーダー的職員を養成するものである。

養成したリーダー的職員には、今後市役所内での勉強会やグループ活動等を自主的に運営してもらうことを想定しており、そのために必要とされるスキル、手法の習得を目的として実施する。

(3) 業務内容

別紙「令和7年度 七尾市リーダー的職員養成研修業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 委託費の上限額

3,926千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加要件

業務を効果的かつ効率的に実施することができる者とし、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立

てがなされた者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）、若しくはそれらと密接な関係を有する者でないこと。

(4) 国税、地方税を滞納していないこと。

(5) 本業務と同種又は類似業務の実績を有すること。

4 スケジュール

* 公募開始	令和7年 8月22日（金）
* 質問書の受付期限	令和7年 9月 1日（月）午後5時
* 質問書への回答	令和7年 9月 8日（月）
* 参加申込書の提出期限	令和7年 9月10日（水）午後5時
* 企画提案書の提出期限	令和7年 9月26日（金）午後5時
* 審査（プレゼンテーション）	<u>令和7年10月 2日（木）</u>
* 結果通知	令和7年10月 6日（月） 予定
* 契約締結	令和7年10月 8日（水） 予定

5 参加申込み及び質疑応答

本プロポーザルに参加する意思のある者は、下記により参加申込書（様式第1号）を提出すること。

また、本プロポーザルへの参加にあたり質疑がある場合は、下記により質問書（様式第2号）を提出すること。

(1) 提出方法 「11 問合せ先」に記載されたメールアドレスに次の期限までに提出すること。

(2) 提出期限

- ・ 質問書 令和7年9月 1日（月）午後5時まで（必着）
- ・ 参加申込書 令和7年9月10日（水）午後5時まで（必着）

(3) 質問書の回答 令和7年9月 8日（月）までに七尾市ホームページに掲載する。

6 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加申込みをした者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類及び必要部数

ア 企画提案提出書（様式第3号）【1部】

イ 企画提案書（任意様式）【10部】

別添仕様書の業務内容の具体的な提案に加え、以下の内容を必ず盛り

込むこと。

- ・本業務を遂行する上で重要な視点やポイント等
- ・業務を円滑に実施するための実施体制や進行管理等に関する工夫やアイデア
- ・本業務の実施にあたり、業務責任者のアピールできる資格、実績、経験等（必要に応じて、その証拠書類を添付）

ウ 見積書（任意様式）【１部】

- ・経費の内訳を記載すること。
- ・消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。
- ・見積金額は、「２ 委託費の上限額」を超えないこと。

エ 会社案内及び会社概要【１部】

オ 決算書（直近事業年度の貸借対照表と損益計算書が掲載されているもの）【１部】

カ 業務実績報告書（様式第４号）【１部】

キ 国税及び地方税に未納がない旨の証明書（原本）【１部】

ク 誓約書（様式第５号）【１部】

（２）提出期限

令和７年９月２６日（金）午後５時まで（必着）

（３）提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便）すること。また、（１）のイの企画提案書及びウの見積書は、電子メールでも提出すること。

（４）提出先

「１１ 問合せ先」に同じ

７ 審査

（１）審査方法

審査は、市が別に定める「七尾市リーダー的職員養成研修業務に関するプロポーザル審査委員会」（以下、「委員会」という。）が行う。なお、審査に当たっては、「別表 評価基準表」に基づき、プロポーザル参加者（以下、「参加者」という。）によるプレゼンテーションの内容を審査し、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、契約候補者を選定する。

（２）委員会

ア 審査日時

審査日は令和７年１０月２日（木）を予定しており、時間や場所、順番等の詳細については、参加者に対し別途連絡を行う。

イ 開催場所

七尾市役所

ウ 企画提案の所要時間（予定）

40分以内（準備5分、説明20分、質疑10分、片付け5分）

エ 出席者

原則3名以内とする。そのうち1名については、実際に市との窓口になり主に業務を担当する業務責任者とする。

オ その他

- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーションに使用する備品として、モニター、テーブル、椅子、電源タップ及びマイクは七尾市で準備する。その他必要な資機材がある場合は、参加者が用意すること。
- ・その他説明に要する参加者の経費は、全て参加者の負担とする。

(3) 評価方法

提案内容について、「別表 評価基準表」に基づき数値（得点）で評価し、各委員の評価点数の合計が、満点の6割以上である参加者のうち、最高得点を得た者を契約候補者として選定する。

参加者が1者のみであった場合でも、上記の最低基準で審査し、契約候補者を選定する。最高得点者が複数の場合は、委員会で協議のうえ選定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、参加者に対して、令和7年10月6日（月）までに文書を発送して通知する。また、電子メールでも通知する。

8 契約

契約候補者と七尾市は、企画提案の内容に基づき、協議のうえで仕様書の内容等を確定し、契約を締結する。なお、協議が調わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果の次点の契約候補者と協議する。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- (1) 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合していない場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (4) 見積額が委託費の上限を超えた場合
- (5) 本要領及び仕様書に適合していない場合
- (6) その他不正な行為があったと市が認めた場合

10 その他

- (1) 企画提案書の提出は1者1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成等に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 業務の実施にあたって必要な経費（交通費、印刷費等）は、全て本業務委託の費用に含めることとし、別途経費を精算することはない。
- (4) 提出された企画提案書、その他書類は、原則返却しない。
- (5) 提出された書類は、審査・契約に必要な範囲において複製することがある。
- (6) 参加申込者が1者のみであっても、当該事業者が参加資格を有する場合は、本プロポーザルを実施する。

11 問合せ先

〒926-8611 石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地
七尾市総務部秘書人事課
電話番号（直通） 0767-53-8465
FAX番号 0767-53-7050
電子メール hisho@city.nanao.lg.jp